

通院等乗降介助のサービスを行うにあたっては、関係法令を遵守するほか、以下の点をふまえて運営にあってください。

1 当該事業所のサービスの提供体制

- ・ 必要な職員、車両を準備・整備し、適切なサービスの利用に努めてください。

2 市町村との連携体制の確保（行政が行う取組に対する協力等）

(1) 会議等での必要性の検討

- ・ 適正な利用確保のため、サービス担当者会議等で「通院等のための乗車・降車の介助」の必要性を継続的に検討してください。
- ・ 前橋市で主催する各種研修等に積極的に参加してください。

(2) 市の調査等への協力

- ・ サービス提供状況等に関し、前橋市から文書の提出・提示の求めや質問・照会などがあった場合、またサービスの実施に関し、事業者または従業者（従業者であった者も含む）に対し、報告や帳簿書類の提出・提示を命じ、または出頭を命じ、質問をすることや、事業所に立ち入って設備・帳簿書類その他の物件を検査する場合は協力してください。

3 事故発生時の対応

- ・ 事故が発生した場合は、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、特に救急搬送、入院や生命に関わる事故等が発生した場合は、前橋市へ事故報告を行ってください。また、それらを記録してください。
- ・ 利用者側に誠意を持って対応し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う等してください。

4 その他留意事項

- ・ 利用対象者は要介護者であり、その心身の状況から通院等のための乗車又は降車の介助行為を要する状態の者で、公共交通機関の利用が困難であり、かつ、家族や地域等から協力を得られない者が想定されますので、サービス提供にあたっては、特に対象者にご留意ください。
- ・ 利用に際しては、介護支援専門員の適切なアセスメントを通じ、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があります、居宅サービス計画において、①通院等に当該車両への乗降が必要な理由、②乗降時の介助行為を要すると判断した旨、③総合的な援助の一環として解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要があります。特に、要介護1・2のいわゆる軽度者に関しては、乗降時の介助を必要とする心身の状況であるかなどを介護支援専門員も含め十分に検討してください。
- ・ 関係書類についてはサービス終了後5年間は保存してください。